

社会福祉法人くぬぎざか福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人くぬぎざか福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2. 報酬とは法人と委任関係にある役員及び評議員等の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 3 条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表 1 の日額報酬と実費弁償費を支払うことができる。

2. 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 の日額報酬と実費弁償費を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第 4 条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 の金額を上限として日額報酬と実費弁償費を支払うことができる。
3. 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査業務にあたった場合は、別表 1 日額報酬と実費弁償費を支払うことができる。
4. 役員報酬は総額 1,000 万円を限度とする。

(出張旅費)

- 第 5 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 1 の金額を上限として報酬及び旅費等を支給することができる。
2. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
 3. 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

- 第 6 条 役員に対する報酬等の支給は、次によるものとする。
1. 月額報酬については、銀行振り込みとし、毎月末日締め翌月 10 日とする。当日が休日の場合には、それ以前の金融機関の営業日とする。
 2. 日額報酬及び実費弁償費については、その都度現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(公表)

- 第 7 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

(附則)

1. この規程は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
2. この規程は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。
3. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事会出席報酬等（日額）	10,000円	実費	
評議員会出席報酬等（日額）	10,000円	実費	
理事長業務報酬等（月額）	650,000円		職員との兼務 が無い場合
理事長業務報酬等（月額）	400,000円		職員との兼務 の場合
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000円	実費	
監事監査指導報酬等（日額）	10,000円	実費	
出張旅費交通費及び宿泊費（日額）		実費	
出張報酬（日額）	10,000円	実費	